

(様式3) 情報提供用シート 西和賀町

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月10日	1 道路除雪に係る県と町の意見交換や協議の場の設定について	<p>西和賀町内の道路等に係る除雪のうち、町道258路線・延長190km、農林道及び公共施設等の27路線・延長29km、歩道6路線・延長3.8kmの除雪を町が行っており、そのほとんどを町が直接作業員を雇用する「直営方式」でまかなっております。</p> <p>合併後、最も多い年では60名以上を雇用していた作業員は年々減少が続き、令和3年度は過去最少となる44名でシーズンを終えることになりました。また、作業員の高齢化も進んでおり、直営方式で現在の除雪路線を維持していくことは極めて困難な状況にあります。</p> <p>こうしたことから、一部の路線については、建設業者等への委託化を検討しているところではありますが、直営方式に比べると費用が膨らんでしまうことと、建設業界もいわゆる「人手不足産業」の一つとされており、近い将来において除雪業務を受託できなくなる恐れもあり、委託化によって根本的な問題解決が図られるわけではありません。</p> <p>道路除雪を効率的に行うため、現在、岩手県と当町では、一部路線について、いわゆる「交換除雪」を実施しておりますが、全体の路線数からすれ</p>	<p>冬期交通の安全確保に向けた除雪体制の構築に当たっては、県においても除雪オペレーターの確保・育成が喫緊の課題と認識しています。</p> <p>これまで県道と町道の路線交換による連携除雪に取り組んでいるところですが、引き続き、効率的かつ効果的な除雪体制の構築を図るため、貴町と意見交換などを行ってまいります。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B : 1

		<p>ばごく一部にとどまっております、原則的には当該道路管理者が各々除雪業務を担うという運用が行われております。</p> <p>その際、岩手県でも一定人数の直営作業員を抱えており、雇用条件や作業の困難度の違いなどもあるが、従来から作業員の移籍問題が潜在していましたが、昨今の人手不足も手伝って、この問題が顕在化しつつあります。</p> <p>町民にとっては、国道も県道も町道も同じ「道路」であり、その利用に当たり、享受するサービスに本来格差があってはならないことではありますが、昨今の人手不足はより深刻さを増しており、町道の除雪業務を維持していくうえで大きな懸念が生じております。</p> <p>つきましては、こうした当町の実情をご賢察いただき、問題意識を共有し、町内等しく道路除雪サービスを提供可能とするための岩手県と当町による意見交換や協議の場を設けていただくよう要望いたします。</p>				
8月10日	2 道の駅錦秋湖の移転について	<p>道の駅錦秋湖内の物産とレストラン部門は、一般国道107号の地滑りによる全面通行止めに伴い、昨年5月2日から長期の休業を余儀なくされております。付近では7年前にも大規模な土砂崩落が発生し、同国道が通行止めとなったため、今回同様に長期の休業に追い込まれた経緯があり、町の経済活</p>	<p>道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興や安全の確保に寄与することを目的とした、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」を併せ持つ施設です。</p> <p>道の駅錦秋湖は、道路管理者である県が駐車場、トイレ、道路情報提供施設、休憩施設を、町が地域振興施設を</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

		<p>動にも大きな影響が及んでいるところ です。</p> <p>一方で、西和賀町が合併して以来、 力を入れて取り組んでいる6次産業の 推進に当たっては、産業間連携による 「西和賀ブランド」の確立と交流拠点 施設の整備が喫緊の課題となってお り、道の駅の移転に合わせて、生産者 や利用客がアクセスしやすく、より交 通量が見込まれる立地条件下での事業 展開に大きな期待が寄せられていると ころです。</p> <p>また、近年国土交通省は、道の駅を 「地方創生・観光を加速化する拠点」 として位置づけるとともに、頻発化・ 激甚化する災害に対応する防災拠点と しての役割など、更なる機能強化が必 要であるとする「道の駅」第3ステー ジという新たな概念を打ち出すなど、 地域経営において道の駅に求められて いる役割にも大きな変化が訪れていま す。</p> <p>このような状況を踏まえ、当町とし ては、道の駅錦秋湖の移転が必要との 判断に傾いておりますが、同施設は、 町と道路管理者である岩手県が連携し て整備を行った「一体型」の施設であ ることから、移転に当たっては岩手県 のご理解とご協力が必要不可欠であり ますので、県当局の特段のご配慮を賜 りますようお願いいたします。</p>	<p>整備する一体型として設置し、これま で多くの道路使用者にサービスを提供 するなど、その機能を発揮し大きな役 割を果たしてきたと認識しています。</p> <p>このような中、令和3年5月に大石 地区で発生した地すべり災害により国 道が通行止めとなり、町の物産とレス トランからなる地域振興施設は休業し ていましたが、令和4年11月30日の仮 橋を含む迂回路の供用開始とともに営 業を再開しました。県としては、国道 の通行再開後の新たな課題に向けて、 今後も貴町と連携し取り組んでいきま す。</p> <p>なお、道の駅の移転については、今 後の道路利用者の状況や社会情勢の変 化などを踏まえ、総合的に検討し判断 していくことが必要と考えています。</p> <p>(C)</p>			
--	--	---	--	--	--	--

8月10日	3 家畜診療体制の充実を図るための獣医師の確保及び獣医師の労働環境の改善について	<p>現在、西和賀町の家畜診療は、岩手県農業共済組合の指定獣医師1名がすべて担っております。（この獣医師は、元岩手県農業共済組合に勤務していた獣医師で平成30年度末をもって退職し、開業しております。）</p> <p>西和賀町の畜産農家は高齢化に伴って年々減少しているものの、令和4年2月1日現在34戸（酪農5戸、肥育1戸、繁殖28戸）、飼養頭数は444頭（乳牛155頭、肥育34頭、繁殖255頭）となっております。畜産農家については、北は貝沢地区から南は湯田地区まで点在しており、その距離は約40kmに及びます。複数の往診を行う場合、移動距離が100kmを超えることも珍しくありません。</p> <p>岩手県農業共済組合から、令和6年度から診療対象外地域を設けて対応する旨の説明があった上で、西和賀町も非効率低収入地域であり、町独自で獣医療提供の整備を進めるように求められておりますが、町単独での獣医療提供体制の整備は非常に厳しい状況です。</p> <p>つきましては、次のことを要望いたします。</p> <p>① 岩手県農業共済組合家畜診療事業の経営の安定化・継続性を確保する観点から、地域の事情に応じた財政支援等について、必要な措置を講じること。</p>	<p>① 本県の家畜診療体制を維持していく上で、家畜診療所の役割は重要であることから、県では岩手県農業共済組合に対し、機会を捉えて運営の健全化に向けた指導や、運営に関する関係者への丁寧な説明の実施を要請してきたところです。</p> <p>また、国による平成30年度の家畜共済制度の見直し以降、家畜診療所の運営が厳しい状況にあることから、家畜共済や家畜診療所の収支均衡に向けた制度の見直し等について、国に要望してきたところです。</p> <p>県では、引き続き、家畜診療所運営の健全化を支援していきます。（B）</p> <p>② 獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、平成3年度に県事業として獣医師修学資金制度を創設し、県内で就業した場合には返還を要さない修学資金の貸付を行うとともに、獣医系大学での就職説明会の開催などに取り組んでいるところであり、引き続き、県全体の獣医師の確保に努めていきます。（B）</p> <p>③ また、岩手県農業共済組合家畜診療所の診療対象区域の見直しにより、診療対象外とされた地域では、地域の獣医療提供体制を確保するため、市町村、団体、県による地域検討会を開催しているところです。</p> <p>西和賀町においても、令和4年8月に、町、JA、共済組合、県等による</p>	県南広域振興局	農政部	B：3
-------	--	---	--	---------	-----	-----

		<p>② 岩手県農業共済組合や県内の獣医師不足問題を解消するため、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画（令和3年度～令和12年度）」を前倒しして獣医師確保対策を講じること。</p> <p>③ 獣医師の労働環境の改善を図る観点から、休日や夜間の地域 獣医療を確保するため、県内獣医師による協力体制の構築について積極的な対応を図ること。</p>	<p>検討会を開催したところであり、引き続き、岩手県農業共済組合家畜診療所の業務が縮小・休止となった場合の農家への影響等について情報共有を図るとともに、地域の獣医療提供体制を確保するため、関係機関等とともに対策を検討していきます。（B）</p>			
8月10日	4 水田活用の直接支払交付金制度の適切な運用について	<p>水田活用の直接支払交付金制度の内容が見直され、令和4年度から実施されることとなりました。今後5年間で制度運用の見直しが行われることとされておりますが、唐突な制度変更は現場に大きな混乱をもたらし、生産意欲の減退、耕作放棄地の増加などの問題が発生することが懸念されております。</p> <p>そこで具体的に次の3点について、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。</p> <p>① 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることで、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、制度の運用に当たっては、現場への丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分に踏まえた対応とすること。</p> <p>② 交付対象水田を畑地化した場合、畑地化により交付金の対象から外れ</p>	<p>県では、「水田活用の直接支払交付金制度」の見直しについて、農業経営や産地の維持など、生産者等から多くの懸念の声が寄せられていることから、こうした生産者等の声を国に伝えるとともに、丁寧な説明を強く申し入れてきました。</p> <p>また、令和4年6月には、</p> <p>① 交付対象水田に係る5年に一度の水張りについて、地域の実情を十分に踏まえた運用とすること。（B）</p> <p>② 地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じること。（B）</p> <p>③ 飼料自給率向上の観点から水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充すること。（B）</p> <p>などについて要望したところであり、引き続き、国に対し必要な対策を講じるよう求めています。</p>	県南広域振興局	農政部	B：3

		<p>る農地について、生産者の所得確保の観点から別途支援措置を講ずること。（当町は、転作作物としてのそば、大豆の生産面積が年々拡大している。）</p> <p>③ 永年性牧草に取り組む多くの畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回の見直しにより交付金が削減された場合、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を検討できる十分な期間を設けるとともに、支援措置を講ずること。</p>				
8月10日	5 地域医療情報ネットワークへの関与について	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、厚生労働省の総合確保方針によると、その構築のためには、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ICTの活用」が重要とされています。</p> <p>岩手中部医療圏域においては、NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」という。）」により、医療介護の情報連携を図っております。</p> <p>いわて中部ネットは、東北六県で唯一県内全域連携したネットワークが存在しない岩手県において社会インフラとしての重要な役割を担っており、気</p>	<p>県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		<p>仙医療圏及び両磐医療圏で運用されている「未来かなえネット」と2次医療圏を超えて接続するなど、国が目指す全国的な保健医療情報ネットワークの基礎として持続的な運営が求められています。</p> <p>しかしながら、参加施設の伸び悩みにより、いわて中部ネットの運営に当たっては、圏域4市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少していく見込みであった支援は恒常的なものとなる可能性があります。</p> <p>つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくと共に、2次医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進めていただくよう要望いたします。</p>	<p>な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。（B）</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が骨太の方針2022で示した「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。（B）</p>			
8月10日	6 JR北上線の維持・存続について	<p>JR北上線は、北上市から当町を経由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路線ですが、自家用車の普及と少子化に伴う沿線人口の減少などにより、利用者が長期間に渡って減少を続けており、減便につながっております。</p> <p>これに危機感を覚え、沿線自治体である北上市と横手市と当町では平成26年7月にJR北上線利用促進協議会を設立し、これまで沿線住民を対象とした運賃助成や北上線を利用促進する内</p>	<p>JR線を始めとした地方鉄道は、地域交通としての役割だけではなく、地方における観光振興、災害時の移手段の代替性・補完性の確保等重要な役割を担っていることから、県では、令和4年6月16日に行った令和5年度政府予算等に係る提言・要望等において、国が鉄道ネットワークを交通政策の根幹としてとらえ、コロナ禍を乗り切るため、国の責任において一定の経営支援を講じることなどを要望しているところです。</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>容を記載したイベントの広告費に対しての助成、利用者増に向けたPR活動等を実施し存続活動を展開してきたところではございますが、利用者数は年々減少しており、直近では新型コロナウイルス感染症の拡大による移動自粛が大きな要因と思われる1日の利用者数の大幅な減少が見られております。また人口減少の大きな流れの中で、北上線を取り巻く環境はますます厳しくなっているところではあります。</p> <p>しかしながら当町にとって北上線は、通勤・通学や通院、買い物など、住民の日常生活に欠くことのできない極めて重要な路線です。また、町を訪れる観光客の利用など町の経済活動にも大きな影響があるため、路線の維持・存続は沿線住民からも強く望まれています。</p> <p>つきましては、JR北上線が将来的にも維持・存続するよう、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>また、11月8日には県・沿線市町村による連絡会議を開催し、鉄道の維持と更なる利用促進に取り組む方向性について認識を共有したところであり、12月16日にはJR東日本、国等に対して鉄道の維持に向けた要望活動を実施したところです。</p> <p>県としては、利用促進に向けた取組を強化するため、令和5年度当初予算に沿線市町村等が実施する利用促進等に係る経費に対する補助を措置したところであり、今後も引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線市町村と緊密に連携しながら必要な対応に取り組んでいきます。(B)</p>			
8月10日	7 地域医療の確保と医師対策について	<p>当町は、県の二次医療圏では「岩手中部」に属しておりますが、圏域内の基幹病院までは距離にして35～65km、時間では自動車では40～70分の遠隔にあり、加えて県内では最も高齢化が進行しており、住民の生命と健康を守るため、地域医療の確保が行政運営上の極めて大きな課題となっております。</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところです。</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

現在の町立病院の医師体制は、4月当初は県医師派遣を受けることができず常勤医2名、非常勤医1名の3名で辛うじて診療体制を維持してきたところでもあります。幸いにも7月から新たに常勤医1名が着任し、より体制が整ったものの、うち1名は定年年齢の引き上げを行い勤務されている状況にあります。

一般診療、入院管理、人工透析、訪問診療、介護福祉施設の診療、町から委託されている人間ドックをはじめとする各種健診、休日・夜間の日当直、さらには新型コロナウイルス感染症対策など、非常に多くの業務をこなしており、常勤医師への過重負担が懸念されております。さらに、昨年1月末から町内の民間医療機関において一般病床を廃止しており、当院の役割は一層重要になっております。

町独自の奨学金による医師養成にも取り組んでおり、現在、県立中部病院で臨床研修中の医師が1名おりますが、今後、地域の小規模病院に勤務可能となるまでには長い期間を要するため、即効的な対策とは言えない状況にあります。

つきましては、医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持のため、自治医科大学養成医師の継続派遣等、医師の配置に対し特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

自治医科大学養成医師については、毎年養成しているものの、その養成数に限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にありますが、奨学金養成医師については、今年度も引き続き西和賀さわうち病院への診療応援を実施しているところです。なお、今年10月以降の医師配置については、関係者と調整しているところです。

今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めていきます。（B）

8月10日	8 県立西和賀高等学校の存続と教職員数の確保について	<p>岩手県立西和賀高校は、「地域社会の発展に広く貢献できる人材の育成を目指す」ことを教育目標とし、1学年・1学級校ではありながら、全学年2学級を実現し少人数指導、習熟度別学習を実現し国公立大学等への一定数の進学や就職により「進路希望100%実現」を継続するなど、キャリア教育において確かな実績を積み重ねてきております。</p> <p>また近年では、北上市内の中学校からの入学者が増えてきておりますが、これは同校のきめ細かな指導に加え、多様な生徒を受け入れる地域の包容力が評価されたものであり、同校が広域的に果たしている役割は決して小さいものではないと考えます。</p> <p>更に、令和4年度からは県外募集（西和賀ふるさと留学生制度）を開始するなど、町への定住人口や関係人口増を目的とする新たな取組にも着手しています。</p> <p>「新たな県立高等学校再編計画」が平成28年3月に策定され、同校は特例校として維持されることになりましたが、平成30年度から普通科2学級が1学級となり、これに伴う教職員数が減少することにより、これまで同校で実施してきた指導体制の継続が困難となっています。</p> <p>当町としては、確かな実績を持つ同校を、中学生から積極的に選択される魅力を備えた学校として存続させるた</p>	<p>県教育委員会では、国の標準法に基づき学校の実情等を考慮し教職員を配置していますが、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。</p> <p>西和賀高校においては、「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」など、学校の実情を考慮し、教育の質を維持できるよう加配を行っているところです。今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行ってまいります。</p> <p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>また、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中においては、特例校である西和賀高校も含め、一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。</p> <p>県教育委員会では、令和2年度から主に小規模校を対象として取り組んできた「高校の魅力化促進事業」を令和4年度から「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」と拡充させ、全県展開を推進しているところです。</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 1
-------	----------------------------	--	--	---------	---------	-------

		<p>め、学校と地域が一丸となって町内外からの入学希望者の確保に取り組んでまいります。</p> <p>つきましては、生徒一人ひとりの将来の夢の実現に向けて行っている、現在の「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」にあたる西和賀高校の教職員数の増員・加配等支援確保について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>西和賀高校においても、総合的な探究の時間等を活用しながら、地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図る取組を進めることとしています。</p> <p>今後とも、地域と意見交換を行いながら、西和賀高校の魅力づくりや教育の質の確保、地域で活躍する人材育成等について、引き続き連携して取り組んでいきたいと考えています。（B）</p>			
8月10日	<p>9 一般国道107号(川尻・当楽間)の改良整備促進について</p> <p>① 本国道(川尻・当楽間)の事業促進と早期開通を図ること</p>	<p>一般国道107号(以下「本国道」という。)は、令和3年5月1日に発生した地震の影響等によって、西和賀町大石地区で山側法面に変状が確認(箇所①)され、土砂崩落等の恐れが強まったことから、直ちに全面通行止めの措置がとられ、現在に至っております。</p> <p>本国道は、平成27年3月にも今回の現場近くで大規模な土砂崩落が発生(箇所②)し、約8か月間もの長期にわたって全面通行止めとなった経緯があります。</p> <p>本国道は、岩手県と秋田県を東西に結ぶ物流路線となっているほか、県境を越えた経済活動や文化・観光振興などの面で極めて重要な役割を果たしております。</p> <p>とりわけ西和賀町民にとっては、本国道を利用して生活圏となっている北上市等への通勤や通院、買い物など、</p>	<p>一般国道107号の西和賀町大石地区の道路災害については、令和4年2月、トンネルにより復旧することが決定したところです。</p> <p>これまでにトンネル工事に先駆けて必要となる橋梁下部工工事等に着手するとともに、トンネル本体工事については、令和4年10月に契約を締結したところです。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保について、国と調整しながら、一日も早い復旧に向けて取り組んでいきます。</p> <p>(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1

		<p>日常生活を送る上で必要不可欠な最も重要な道路であります。</p> <p>加えて北上・横手間においては、並行する秋田自動車道の緊急時等の代替路として、お互いが補完し合う機能を担っています。</p> <p>平成27年の土砂崩落箇所と今回の災害箇所を含む西和賀町川尻から当楽までの区間には、地滑り地形が数多く分布（図表1参照）している上に、急カーブ（箇所⑤）や大型車両とのすれ違いが難しい狭隘なトンネル（箇所④）もあり、加えて冬季にはたびたび雪崩が発生（箇所③）するなど危険箇所が多く、極めて脆弱な道路環境下に置かれています。</p> <p>とりわけ大荒沢トンネルは、昭和39年に竣工した湯田ダム建設に伴う国道の付け替え工事によって築造されたトンネルであり、老朽化が進んでいる上、当時の設計基準による幅員のため、車両が大型化した現在では、安全な通行に支障が生じているのみならず、冬季には大型車両のスタック等による渋滞発生や通行止めの原因となっている状況にあります。</p> <p>こうしたことを踏まえると、今回の災害復旧事業が完了した後であっても、将来にわたり安心・安全な道路交通が保障されるわけではなく、依然として通行止め等のリスクを抱えている状況に変わりはありません。</p>			
--	--	--	--	--	--

また、代替路である秋田自動車道の北上・横手間は、ほとんどが片側1車線であるため、事故や特にも冬期間の積雪による通行止めのリスクが高く、緊急時等における一般道との相互補完機能が発揮されない状況に置かれています。

本国道が通行止めとなった令和3年5月1日から令和4年3月末までの間において、湯田インターチェンジと北上西インターチェンジ間の通行止めは、上りが延べ20回、時間にして111時間余り、下りで延べ19回、109時間余りと長時間に及んでおり（図表2参照）、この間、直接西和賀町と北上方面を結ぶルートは断絶されてしまい、住民生活に重大な影響が及ぶことになりました。

また、西和賀町の第3セクターの株式会社が行ってきた道の駅錦秋湖内の物産館とレストランは、平成27年の通行止めの際と同様に今回も更に長期に及ぶ営業休止を余儀なくされており、当該店舗の売り上げに大きく依存している同社の経営にも多大な影響が及んでいるところです（図表3参照）。

このほかにも北上方面からの入込客が減ったことによる売上の減少により撤退を余儀なくされた飲食店が出るなど、コロナ禍も重なり多くの経営体が打撃を受けており、町内経済全体にも深刻な影響が出ております。

		<p>以上のことから、先に閣議決定されている「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を確保し、地域経済の早期回復と安心・安全な住民生活の確保のため、本国道に係る下記事項の実現について強く要望いたします。</p> <p>① 本国道（川尻・当楽間）の事業促進と早期開通を図ること</p> <p> 今般採択されたトンネルによる災害復旧事業の実施に当たっては、確実かつ十分な予算確保を図ること</p> <p> で、工事の完成を可能な限り前倒していただき、供用開始時期を早められるよう特段のご尽力、ご配慮をお願いいたします。</p>				
8月10日	<p>9 一般国道107号(川尻・当楽間)の改良整備促進について</p> <p>② 安心・安全を見通せるグランドデザインを示すこと</p>	<p>② 安心・安全を見通せるグランドデザインを示すこと</p> <p> 川尻・当楽間になおも残存する危険箇所や狭隘なトンネル等を含む区間、数多く分布している地滑り地形などへの根本的な対応方針を網羅したグランドデザイン（将来構想）を提示いただき、地域住民や道路利用者が将来にわたり安心して安全な道路交通を見通すことができるよう関係機関の特段のご理解、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>国道107号川尻・当楽間については、令和3年度に斜面の調査を行いました。併せて、令和4年度に雪崩痕跡調査を実施しましたが、早急に雪崩対策を実施する必要性が低いことを確認しました。</p> <p> 国道107号については、引き続き、定期的な道路パトロールや施設点検などを通じ、安全な通行の確保に努めていきます。</p> <p> なお、国道107号と秋田自動車道が一体となって機能することが重要であることから、秋田自動車道の4車線化の整備促進について、引き続き国に働きかけていきます。(C)</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月10日	10 主要地方道盛岡横手線（県道	<p>主要地方道盛岡横手線（県道1号）は、盛岡市から当町を經由し、秋田県南部の主要都市である横手市を結ぶ路</p>	<p>主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、令和2年度に「泉沢工区」として事業化したところであり、令和</p>	県南広域振興局	土木部	A : 2

	<p>1号)の道路整備促進について</p>	<p>線ですが、当町内の南北33kmを縦断する極めて重要な生活路線でもありません。</p> <p>本路線は、一般国道46号、同107号を結ぶ主要路線ともなっており、距離的な利便性から大型トラックも物流路線として通行する車両が増加し、緊急時には迂回路としても重要な路線として位置づけられています。</p> <p>また、当町では、岩手県と秋田県の県境に隣接する6市町村の連携による「岩手と秋田のまんなか旅」に参加し、広域による観光情報の発信に取り組んでいるところです。この効果として本路線を経由して一般国道46号を通り田沢湖や角館方面、国道107号を通過して横手市や湯沢市方面に向かう観光者も多く、観光面でも大きな役割を果たしているところです。</p> <p>そのため、本路線の沿線市町からなる盛岡横手線道路整備促進期成同盟会(会長：西和賀町長)において整備促進を要望しているところであり、岩手県においてはこの間、継続的に道路改良に取り組んでいただいているところですが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、町民及び観光者の安全な通行とともに、交通事故の未然防止の観点から特に歩道未設置区間と泉沢地区の急カーブの解消、湯之沢～巻淵間の歩行空間整備を早期に完成するよう要望いたします。</p>	<p>4年度は、用地測量を進めました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>なお、平成28年度から歩行空間整備を進めてきた湯之沢～巻淵間については、令和4年度に完成したところです。(A)</p>			
8月10日	1-1 主要地方道花巻大曲線(県道12号)の改	<p>主要地方道花巻大曲線は、岩手県花巻市と秋田県大仙市を結ぶ県域を越えた重要路線です。</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。</p>	県南広域振興局	土木部	A:1

	<p>良整備促進について ① 小倉山の2工区の早期完成</p>	<p>税務署や法務局、中部保健所など西和賀町を所管する国や県の機関が花巻市に所在するのをはじめ、新幹線や空港利用など、町民が花巻市へ行く機会も増えてきており、本路線が産業・経済の発展や文化の交流促進などに大きな効果をもたらすものと期待されています。</p> <p>また一般国道107号は、去年の地滑り災害と7年前の土砂崩落によって、いずれも長期間に及ぶ全面通行止めを余儀なくされており、本路線の迂回路となるべき同国道の脆弱性が指摘されています。あらためてダブルネットワークの必要性、重要性に鑑み、下記のとおり本路線の改良整備を要望いたします。</p> <p>① 小倉山の2工区の早期完成 花巻～沢内間のうち、最後の未供用区間となっている小倉山の2工区は、昨年度から4号トンネルの築造工事に本格着手されていますが、西和賀で収穫された農産物等を花巻市内の加工施設や南花巻温泉峡の宿泊施設へ搬入している農家も多く、安全で安心して通行できるよう一日も早く工事を完成させること。</p>	<p>残る約1.5kmについては、令和元年11月に川舟トンネル西側の橋梁が概成し、令和5年1月には、トンネル築造工事が完了しました。また、令和4年度は、非常用設備やトンネル舗装などの工事に着手したところであり、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>			
8月10日	1 1 主要地方道花巻大曲線（県道12号）の改	② 未改良区間の早期事業化について 沢内側2.4kmと花巻0.9kmの未改良区間について通年通行に向けた早期事業化を図ること。早期に事業化を	未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1

	<p>良整備促進について</p> <p>② 未改良区間の早期事業化について</p>	<p>図り、通年通行を可能とすること。特に、沢内側について、昨年度事業採択となっている県営川舟地区土地改良事業と一体で整備が図られるよう所要の調整を行うこと。</p>				
8月10日	<p>1.1 主要地方道花巻大曲線（県道12号）の改良整備促進について</p> <p>③ 笹峠工区の工事再開</p>	<p>③ 笹峠工区の工事再開</p> <p>秋田県境に位置する笹峠工区については、平成20年度以降、岩手・秋田両県で工事を休止している状況であり、平成29年から毎年工事再開を求める要望書を岩手県に提出しています。岩手県側800mと秋田県側1,740mの工事を再開すること。</p>	<p>笹峠工区の未改良区間（岩手県側800m、秋田県側1,740m）の工事再開については、秋田県側の動向を踏まえながら、今後の整備方針を検討していきますが、早期の事業再開は難しい状況です。（C）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
8月10日	<p>1.2 秋田自動車道の4車線化の促進について</p>	<p>秋田自動車道は、開通以後、日本海と太平洋を高速で結ぶ重要路線として利用されており、年間を通して安全・安心な生活を送るためには欠かせない路線となっております。</p> <p>現在、秋田自動車道はこのような重要な役割を果たしているにもかかわらず、現状は、北上JCT～大曲IC間は片側一車線の対面通行、いわゆる暫定二車線となっており、冬期間の安全性確保や、補修工事及び事故による交通規制が頻発する路線であり、産業振興・観光振興の観点も含めて、経済的に大きな課題が顕著化している状況にあります。</p> <p>このような中、平成31年3月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年</p>	<p>県では、高規格道路における時間信頼性の確保、事故防止及びネットワーク代替性の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化の推進が必要と考えています。このため、令和5年度府予算提言・要望において、秋田自動車道「北上西IC～横手IC」等の暫定2車線区間の4車線化を推進するよう要望したところであり、4車線化が図られるよう、引き続き国等に働きかけていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>緊急対策」の一環として、湯田 I C～横手 I C間の約 7.7 km、令和 2 年 3 月には山内 P A～横手 I C間約 7.7 kmが事業化されていたところに加え、昨年 3 月には北上西 I C～湯田 I C間 19.5 kmが「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合対策」に基づき事業化されたことは大変喜ばしいことでもあります。</p> <p>一方で、秋田自動車道と並行する一般国道 107 号は、現在、当町大石地区における地滑りにより通行止めとなっており、代替路として北上西 I C～湯田 I C間の無料通行措置を講じていただいておりますが、同区間のほとんどが対面通行の 2 車線区間であることから、高齢者が人口の半分以上を占める当町では、高速道路の利用をためらうドライバーも少なくありません。</p> <p>つきましては、事業化されている北上西 I C～横手 I C間の早期着工と完成、さらには北上 J C T～大曲 I C間の全線 4 車線化について、国等への働きかけを強めていただくよう要望いたします。</p>				
8 月 10 日	1 3 中山間地域等直接支払制度の対象農用地	<p>水田は、農作物の生産機能のみならず、自然災害時には巨大なダムとしての役割も担っております。その観点から中山間地域等の条件不利地においても持続的な営農ができるよう水</p>	<p>「中山間直接支払制度」は、中山間地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するための支援を行うものであり、県土の約 8 割が中山間地域</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

	の拡充について	<p>田機能を維持することが重要であります。</p> <p>当町は、岩手県内唯一の山間農業地域水田型に属し、水田が大きな役割を果たしております。当町の水田は、大概が200mから450mまでの高標高地にあるものの、水田間の傾斜が少ないことも特徴となっております。</p> <p>中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地は、水田面積約1,577haのうち約73.5パーセントの1,160haですが、対象農用地の99%が傾斜度1/20から1/100までの緩傾斜農地となっております。</p> <p>また、当町は、岩手県で唯一の全域が特別豪雪地帯で、早ければ10月から雪解けの遅い時は5月まで雪があり、営農条件は協定対象、非対象に関わらず全てが条件不利と考えております。</p> <p>以上のことから、当町の全ての水田が中山間地域等直接支払交付金の対象農地となるような制度改正を国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>である岩手県では、極めて重要な施策であると認識しております。</p> <p>対象農用地等の見直しについては、県内の取組や地元負担の状況、他都道府県の動向なども注視しながら、必要に応じ国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>			
8月10日	<p>1.4 生活交通バス路線運行維持対策について</p> <p>① 県単補助事業の継続</p>	<p>当町では、令和3年3月末をもって民間事業者の路線バスが全廃となったことから、同年4月以降は町が主体となって運行を維持しております。</p> <p>人口減少や少子化等の影響により路線バスの利用者は年々減少しているも</p>	<p>補助路線代替交通確保維持事業については、令和2年度に国庫補助における被災地特例の廃止により、代替交通を担うことになる市町村負担の増大が見込まれたことから、令和4年度までの事業として創設したものです。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>の、中高生の通学や運転免許を持たない地域住民にとって貴重な交通手段であることに変わり無く、バス路線の維持は町の重要な課題となっております。</p> <p>また、当町は、高齢化率が県内一高く、民間のタクシー事業者も少ない交通事情であることから、今後更に進む高齢者の運転免許返納への対応も喫緊の課題であります。</p> <p>つきましては、次の事項を実現されるよう要望いたします。</p> <p>① 県単補助事業の継続 県単補助「補助路線代替交通確保維持事業」について、令和5年度以降も事業の継続をすること。</p>	<p>令和5年度は、新たに、県民の広域的な移動を支える一定の要件を満たす代替交通を市町村が確保する場合に、費用の一部を支援する人口減少対策路線確保事業を創設したところです。</p> <p>引き続き、地域内公共交通構築検討会等を活用し、持続可能な公共交通のあり方について検討していきます。</p> <p>(B)</p>			
8月10日	<p>14 生活交通バス路線運行維持対策について</p> <p>② 市町村が行う交通手段確保施策への支援</p>	<p>② 市町村が行う交通手段確保施策への支援 市町村が地域の実情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援を拡充すること。</p>	<p>県では、令和2年度に「補助路線代替交通維持確保事業」を創設し、補助路線から転換した代替交通の維持確保のために市町村が負担する経費に対し支援を行ってきたところであり、令和5年度においても、新規補助事業である「人口減少対策路線確保事業」により、一定の要件を満たす路線を運行する市町村に対し、支援を実施する見込みです。</p> <p>また、市町村が行うコミュニティバス等の実証運行や地域公共交通計画の策定等に対し補助を行う「地域公共交通活性化推進事業費補助」については、多数の補助要望があることを踏まえ、令和4年度においては予算を大幅</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

			<p>に増額し、支援の拡充を図ったところ です。</p> <p>加えて、市町村からの要請に応じ、 計画策定や地域公共交通の再編等につ いて助言を行う有識者を派遣するな ど、財政面のみならず技術面での支援 についても継続的に実施しているところ です。</p> <p>なお、地域内公共交通への財政支援 については、国庫補助である地域内フ ィーダー系統確保維持費補助の補助要 件の緩和や補助上限額の拡大等を、令 和4年6月の政府予算要望において も、国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実 情に応じた地域内公共交通の維持・確 保が図ることができるよう、必要な支 援を行っていきます。（B）</p>			
--	--	--	--	--	--	--